

令和5年11月定例会 防災・感染症対策特別委員会（付託）

令和5年12月19日（火）

〔委員会の概要〕

北島委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【報告事項】

○「徳島県地域防災計画」の修正案について（資料1）

平井危機管理環境部長

危機管理環境部より、この際1点、御報告申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

この計画は、災害対策基本法に基づく、本県の災害対策の基本となるものであり、防災機関がとるべき具体的事項を定めておりまして、毎年、この時期に修正を行っております。

今回の修正は、国の防災基本計画の修正、本県における直近の防災関連施策などを反映するため、必要な修正や追加を行い、県地域防災計画の進化を図るものです。

主な修正・追加項目といたしましては、まず、（1）初動対応力の強化として、災害対応の司令塔を担う県災害対策本部の常設化に向けた検討などを追加いたしました。

次に、（2）緊急輸送体制の充実・強化として、今年度新設した東部防災館を、災害時の広域物資輸送拠点として位置付けるとともに、緊急通行車両に係る標章の事前交付などを追加いたしました。

また、（3）県民への適切な防災情報の発信として、県公式LINE等による発信強化や、要配慮者に対する多様な伝達手段の確保・整備の推進のほか、（4）多様な主体と連携した被災者支援として、災害中間支援組織の育成などを新たに盛り込みました。

今後、当委員会ははじめ県議会での御論議を踏まえ、徳島県防災会議に諮り、決定してまいります。

報告事項は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

北島委員長

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

今、報告がありましたが、徳島県防災計画の主な修正としては4項目ということござ

いまして、その中でも緊急輸送体制の充実・強化は、災害が発生した際に必要な物資を被災者に迅速に届け、被災者への支援を行うために重要なものであります。

そこで、今回新たに、東部防災館を広域物資輸送拠点に位置付けられておりますが、いざ発災時に即応できるよう、平時からどのように取り組むのか教えていただきたいと思っております。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、井川委員から、計画へ追加した東部防災館について、発災時に有効に機能するよう、平時からどう取り組むのかとの御質問を頂きました。

東部防災館につきましては、県の中核的な広域物資輸送拠点として、新たに計画に位置付け、いざ発災時に有効に機能するよう関係機関との連携による防災訓練の実施や、災害時を見据えた平時からの指定管理者との連携強化を新たに明記いたしました。

そのうち、関係機関との連携による防災訓練につきましては、オープン前の令和3年3月ですけれども、一般社団法人徳島県トラック協会と徳島県石油商業組合とで、移動式燃料給油機を活用いたしました燃料給油訓練、さらに今年9月の総合防災訓練では、屋上にありますヘリポートを活用して、航空自衛隊のヘリコプターによる、海陽町まぜのおかまでの救援物資輸送訓練を実施いたしました。

また、海上保安庁からも屋上ヘリポートを活用した実践的訓練をしたいという申出がございまして、現在ヘリポートの使用許可など、訓練実施に向けた具体的な協議を進めているところでございます。

さらに、災害時を見据えた平時からの指定管理者との連携強化として、いざ発災時には、迅速に広域物資輸送拠点へ転換する必要があるため、指定管理者との役割分担はもとより、転換手順や方法などの連携訓練を行い、実効性の確保を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、自衛隊をはじめ関係機関や指定管理者との平時からの訓練の実施を通して、連携を強化し、東部防災館の有する機能を最大限発揮できるよう努めてまいります。

井川委員

今、おっしゃっていた中で、緊急通行車両に係る標章の事前交付であります。具体的にどういうものか教えていただきたいと思っております。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

緊急通行車両に係る標章の事前交付についての御質問を頂きました。

これにつきましては、大規模な災害が発生しますと、緊急交通路が指定されまして、そこを通行するには、標章が必要となってまいります。

これまで、この標章につきましては、発災後の交付でありましたけれども、迅速な災害対応を目的といたしまして、災害対策基本法施行令と同規則が改正されまして、今年9月1日から警察本部と当課におきまして、発災前に標章が交付できるようになったところでございます。

それで、この事前交付の対象となる車両につきましては、県地域防災計画に規定してお

ります県、市町村、自衛隊や指定公共機関のほか、これらの機関と協定を締結している事業者等が有する車両で、少なくとも約3,500台の車両となっております。

現在、警察本部と当課におきまして、事前交付を受け付けており、できるだけ速やかに、対象となる車両への事前交付を行いたいと考えております。

今後とも、警察本部と連携しながら、緊急通行車両の標章の事前交付により、迅速な災害対応につながるよう取り組んでまいります。

井川委員

標章を付けていたら、ぐいぐいと目的地に向かって入って行けるということで、そう思っていていいわけですね。これは、本当に心強いことでありまして、何とかそういうときには頑張っていたきたいと思えます。

緊急輸送体制が充実・強化されることが、県民にとっても非常に心強い限りであるということでもあります。

標章の事前交付において、平時からできる体制をどんどん進めていただいて、今後とも県民の皆さんの安全安心につなげていただけるように、頑張っていたきたいと思えます。

それで、マリンピアの岸壁のほうも耐震化ができておりますし、道も耐震化ができております。現時点ですけれども、非常に地震に強い、実際は起こってみたら分からないですけれども、強いということで、そこを拠点として、県民の安全安心のために頑張っていたきたいと思えます。

山西委員

それでは、私からは感染症について、重点的にお尋ねいたしたいと思えます。

新型コロナ及びインフルエンザの感染状況や実施している対策について、随時質問をしてみたいと思います。

まず新型コロナ、インフルエンザの現在の感染状況について、御報告を頂きたいと思えます。

井口感染症対策課長

新型コロナとインフルエンザの県内の感染動向についてでございます。

まず、新型コロナの県内の感染状況につきましては、11月30日時点で1.70人、12月7日時点で1.78人、先週の12月14日時点で2.59人と低い水準ながら、増加傾向を示しているところでございます。

これまで、新型コロナにつきましては、年末年始を含みました冬に感染拡大期の波を迎えているところでございますので、今後の感染状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、インフルエンザにつきましては、先週12月14日時点で33.08人と、県全体に5シーズンぶりに警報が発令されたところでございまして、先週は全国でも33道県におきまして、警報が出ているところでございます。

また、12月の警報発令につきましては、平成21年以来、全国でも、ここ10年で最速とい

うところでございます。

また、併せまして、直近のデータではございますが、県内での感染者の主体は、多くが20歳未満の方で、全体の約74%を占めているところでございます。

特に多いのが5歳から9歳の方、全体の約28%というところございまして、今後40代等の親世代であるとか、高齢者世代への感染が懸念されている状況でございます。

専門家によりますと、新型コロナでインフルエンザの流行が低調になったこと等の影響で、全年齢において抗体免疫力が低下傾向であることなどにより、今年はインフルエンザが流行しやすい状況であると言われております。

引き続き、感染動向を注視し、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

山西委員

先ほどの井口感染症対策課長の御説明では、コロナはもちろん警戒しなければなりません、インフルエンザの対策が急務だと認識しております。

全国でもインフルエンザが警報級となっております現在、県内では、感染の主体が小学生などの若い世代が中心ということで、今後その若い世代から、親の世代あるいは高齢者の世代へと、感染拡大していくということが懸念されるところでありますが、9月補正で先議した高齢者等へのインフルエンザワクチン接種の費用助成について、どの程度、接種が県内で進んでいるのか、現在の実績について御報告いただきたいと思っております。

井口感染症対策課長

高齢者等へのインフルエンザワクチン接種の費用助成の実績等についての御質問でございます。

先の9月補正で、先議をお願いいたしまして、高齢者等へのインフルエンザワクチン費用の半額助成をさせていただいております。議決いただきましてありがとうございました。

この事業でございますが、10月1日から、来年の1月15日までを実施期間としているものでございまして、実績といたしましては、昨年度こうした費用助成がない状況で、高齢者等の接種の実績は52.8%でございました。

今年度になります、回答を頂いている市町村の集計をさせていただきますと、10月、11月の中頃までの集計となっておりますが、約2か月間で、45%の方が接種していただいているところでございます。

また、人口の多い徳島市におきましては、昨年度、3万8,000の方が接種をされたところに対しまして、今年度は、1か月で約2万人が既に接種していただいているところございまして、好評を得ているのかなと考えているところです。

山西委員

接種率、接種人数だけ見ると、まずまずの数字かなと思っております。

ただ、補助の実施期間が1月15日締切りということですので、改めて、県民の皆様方に周知をお願いしたいと思います。

それから、三つ目、高齢者等の入所施設において、インフルエンザが確認され、予防投

与が必要な場合、タミフルを配布する取組を進めていると伺っておりますが、このタミフルの配布の実績がどのようになっているのかお伺いいたします。

高瀬薬務課長

ただいま、山西委員から、高齢者等の入所施設でのタミフルの配布補助についての御質問を頂きました。

本事業につきましては、本年11月17日から開始をしております、12月15日時点で、延べ24施設457人に対しまして、4,070カプセルのタミフルの提供を行ったところでございます。

山西委員

あともう一つ、薬がなかなか手に入らないという報道もよく耳にするところではありますが、抗インフルエンザ薬やせき止め薬など、県内において、どのような流通になっているのか、心配はないのか、御答弁いただきたいと思っております。

高瀬薬務課長

ただいま、抗インフルエンザ薬やせき止め薬などが不足しているという報道があるが、どのような状況かという御質問を頂きました。

まず、抗インフルエンザ薬についてでございますけれども、県内の主要な医薬品の卸売販売業者に、現在の供給状況を確認いたしましたところ、小児用のタミフルドライシロップにつきましては、現在出荷調整中となっておりますが、その他の抗インフルエンザ薬につきましては、ほぼ問題なく流通をしていると聞いております。

厚生労働省におきましては、インフルエンザの流行を受けまして、抗インフルエンザ薬の安定供給を図るため、令和5年11月2日と11月8日に通知を發出しております。

11月2日の通知につきましては、特定の医療機関や薬局への過剰な供給を防止するすとか、備蓄目的の注文は控えて、流行状況や前年度の実績を踏まえた注文量とするように配慮するということを要望しております。

また、11月8日付けの通知につきましては、小児用のタミフルドライシロップの在庫のひっ迫を受けまして、医療機関等に対し、当面の必要量に見合う量の購入ですとか、吸入薬が利用可能な5歳以上の患者さんへの吸入薬処方の検討等についての協力依頼となっております。

県におきましても、この通知の内容につきまして、医薬品販売業者ですとか、医療機関に対しまして、周知をして協力を呼び掛けているところでございます。

また、せき止め薬等につきましては、需要の高まりを受けまして、全国同様、本県におきましても入手が難しくなっているということでございまして、特にせき止め薬の不足が顕著であると聞いております。

せき止め薬等の供給につきましては、令和2年度に発生いたしました後発医薬品メーカーの医薬品医療機器等法違反を発端とした供給量の低下ですとか、この後発生しました新型コロナウイルス感染症の流行で需要が増えたことにより、不足状態となりまして、まだ以前の状態までには回復をしていないという状況でございます。

国におきましては、不足する薬の製造主要メーカーに対しまして、在庫の放出ですとか、増産を要請するとともに、通常取引をしている卸から入手が困難となりました医療機関ですとか薬局向けには、相談窓口を開設しているところでございます。

県としましては、全国知事会等の機会を捉えまして、国に対して医薬品の安定供給を要望しているところでございまして、今後も状況について注視してまいりたいと考えております。

山西委員

せき止め薬の入手が困難ということは、かつて無いということで、是非、県民の皆様方にも今の状況を積極的に周知していただいて、何とかこの難局を乗り越えていけるように御努力をお願いしたいと思います。

それから、先般、県内の中学生がインフルエンザ治療薬を服用した後、マンションの高層階から飛び降り、お亡くなりになったとの報道がございました。大変残念であり、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

その上で、インフルエンザ治療薬については、当然、リスクが伴ってくるものと思いますが、今回の事案を受けて、改めて、県として皆様方にしっかりと注意喚起する必要があると考えておりますが、どのような考えかお伺いいたします。

井口感染症対策課長

インフルエンザ治療薬に関する注意事項、リスク等について、しっかり周知すべきではという御質問でございます。

厚生労働省によりますと、インフルエンザに関して、特に幼稚園、小学校世代から未成年の方までで、異常行動が起こるということで、既に注意喚起がなされているところでございます。

これまでも、医療機関を通じまして、保護者の方等に、こういった事情につきまして、注意喚起を行っていたところでございますが、本県につきましては、特に今シーズンは5シーズンぶりに警報発令ということになっております。

改めて、周知徹底というところで、本日付けで医療機関に、診察に来た保護者の方に注意をしていただくよう協力依頼を发出させていただくとともに、県におきましても、そういった注意喚起をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

山西委員

迅速な対応だと思います。しっかりと県民の皆様方に、リスクも周知をしていただきたいと思います。

高齢者等のインフルエンザワクチン接種の助成期間が1月15日までということで、先ほど申しましたように、あと1か月を切っておりますので、再度周知をお願いしたい。これは、もちろん市町村と連携をしながら周知をお願いしたいと思います。

それから、直近で新型コロナは低い水準とはいえ増加傾向だと。インフルエンザは本県及び全国で警報が出ているという状況で、これから年末年始を迎えるので、全国で人の往来が大変活発になってくると思います。

その上で、更なる感染拡大が懸念されますので、改めて年末年始を迎える前に、県民の皆様方に注意喚起をお願いしたいと思います。

それから、年末年始は医療機関の診療が限られると思います。もちろん医療機関は休みに入られると思いますので、医療機関がひっ迫しないように、感染状況を見ながら必要な対策をとっていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

達田委員

今、緊急にしなければならぬということでもないのですけれども、徐々に準備をしておかなければ、いつ何時、何があるか分からないということで、今まで、避難所の生活環境を良くするという立場でお尋ねをしてきたのですけれども、一定期間避難生活を送ることができる指定避難所がたくさんあります。

阿南市の場合、避難所の表が出ておりまして、インターネットなどで見ることもできるのです。阿南市の場合に限って言いますと、104か所あるのです。いろいろな施設が避難場所に指定されております。

この中には、津波のときにグラウンドに逃げるだけというのあれば、建物の中で一定期間生活ができるという所もあります。

こういう104か所ある中に、県の施設がもちろん入っているのです。立派な体育館とかありますので、ここが指定避難所と書かれているのですけれども、104か所のうち、そんなにたくさんあるわけではなくて、県の施設は4か所か5か所ぐらいあるのです。県立高校の体育館が4か所、特別支援学校の体育館が1か所ということで、104か所から比べたら少ないですけれども、非常に立派な施設なんです。避難所としては、非常に重要な施設だと思います。

県下全体で見ますと、県の施設で、そういう避難所になっている施設というのは、何か所あるのですか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、達田委員から、指定避難所のうち県の施設の数について、お伺いがありました。

まず、災害対策基本法が改正されまして、指定避難所が法的に基準付けられたということで、指定避難所という制度ができています。

それで、指定避難所につきましては、災害の危険性があるって避難した住民が災害の危険がなくなるまで必要な時間を滞在するとか、また災害によって家に戻れなくなった場合に、住民等を一時的に滞在させる施設として、市町村長が指定しているものでございます。

それで、県では市町村に対して随時指定をしてくださいということで、周知なり、説明会なりを開催しており、令和5年11月1日現在、24市町村で指定避難所は1,035か所ございまして、そのうち県立高校につきましては30校、特別支援学校につきましては6校、計36校が指定されている状況でございます。

達田委員

こうした県立の施設で、暑さ、寒さに耐えながら過ごす。これは大変なことなので、エアコンを付けましょうということで予算化もされて、順次付けていっているということなんですけれども、今おっしゃった中で、エアコンが付いているという所は、どれぐらいあるのでしょうか。

河野施設整備課長

達田委員から、避難所指定校における空調の設置状況ということで御質問いただきました。

避難所の指定を受けております県立学校につきましては、36校ございます。

そちらにおける体育館等の空調の設置状況につきましては、令和5年4月1日現在ですけれども、高等学校につきましては30校中の2校、特別支援学校につきましては6校中の2校に設置されております。

達田委員

今、おっしゃっていただいたのは、住民の方が避難した時に、そこにエアコンが付いているという認識でよろしいのでしょうか。

河野施設整備課長

はい。避難所に指定されております学校の体育館の空調の設置状況ということです。

達田委員

どこに避難するかというのが、その地域地域で違いますけれども、それが真夏であるとか、真冬であるとか季節を問いませんので、寒さに震えながら、また汗をかきながら何日か過ごす中で、健康を壊してしまうというのがありますので、温度管理をきちんとしていかなければいけないと思うのです。災害対策基本法の中で、避難所に係る必要な安全性、良好な居住性の確保、それから避難所における食糧、衣料、医薬品、その他の生活関連物資の配布とか、保健医療サービスの提供、その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められております。

努めなければならないということなんですけれども、この中で避難所でできるだけ快適な生活が送れるようにしていこうということで、今まで冷暖房でありますとか、トイレ、食べ物を作るキッチン、それから就寝する時のベッド、こういう物が取り入れられてきたと思うのです。

今、避難所に行きますと、体育館で、もうみんな雑魚寝というのが当たり前みたいに思われていますけれども、そうではなくて、きちんとした人間らしい健康を守れる生活を避難所でも送っていけるようにということで、今、国際的な基準、スフィア基準というのがございます。そういうふう近づけていかなければいけないと思うのですけれども、先ほど申しました冷暖房と同時にトイレ、キッチン、それからベッドは、今どういう整備状況でしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、達田委員から、避難所のトイレ、キッチン、ベッドの整備状況についての御質問を頂きました。

東日本大震災や熊本地震では、劣悪な避難環境で、避難している方の肉体的、精神的疲労により、多数の健康被害が引き起こされ、そして災害関連死が相次いで発生いたしました。

このため、本県では全国に先駆けて、避難所運営におけるプライバシーと安全確保などを定めた国際的な基準でございますスフィアスタンダードの考えを取り入れて、災害関連死ゼロを目指しているところでございます。

まず、トイレの整備環境につきましては、直近では令和4年3月に徳島市と連携いたしまして、実際の避難所で避難所トイレの対策検証訓練を実施して、具体的な手順や留意事項をまとめた避難所快適トイレ・実践マニュアルを同年6月に作成いたしましたところでございます。

さらに、市町村に対しては、災害時のトイレの確保や備蓄の在り方について、助言や情報提供を行うとともに、市町村が進めております避難所のトイレの洋式化や簡易トイレ、携帯トイレの備蓄事業に対し、「とくしまゼロ作戦」県土強^{じん}靱化推進事業、県から支払う補助金で経費を補助するなど、整備に対して支援を行ってきたところでございます。

その結果、全ての市町村におきまして、トイレの確保率につきましては、100%となっております。

続きまして、キッチンの整備状況につきましては、過去、東日本大震災とか熊本地震の時には、農林水産部で持っております新鮮なっ！とくしま号、阿波ふうど号のトラックで調理ができる設備を派遣して、食事の提供、給食支援などを実施しております。

いざ、南海トラフ大地震なり大規模災害が本県で起こりましても、まずは、その活用ということで、食事の提供をしたいと考えています。

さらに、災害時につきましては、協定に基づきまして、自衛隊とか日本赤十字社等々で炊き出しも行われますし、あと住民とかボランティアが避難所において、炊事、給食なども行っていただけますけれども、やはりそれには、炊事道具の整備、設備が必要です。それに対しても、先ほどの補助金におきまして、市町村に対して、それを購入する費用を補助いたしまして、給食などの設備に対して支援を行っているところでございます。

次に、ベッドですけれども、避難所におきまして、体育館利用ですから冬は床から冷気がそのまま体に伝わって寒い、夏も暑いということでございますので、やはりベッドが必要ということで、今回コロナ禍の時に、新型コロナの臨時交付金等を活用して、段ボールベッドを購入いたしまして、県において今備蓄をしているところでございます。

さらに、市町村に対しましては、テントやパーテーションなどの購入費用に対して支援を行い、快適な避難生活ができるような環境を作っているところでございます。

達田委員

避難所での健康を守るという意味から、非常に大事なトイレは、東日本大震災の時に私たちも見学に行かせてもらいましたけれども、とにかくトイレが一番困ったというお話をよくお聞きしますし、また下水道そのものが壊れてしまって、うまく処理ができない状況になって、本当に不衛生な状況になったというようなことで、ここで二次的な感染がまん

延したりするという心配もあるようです。

ですから、本当に大事なことだと思っておりますけれども、防災訓練に行きましても、簡易トイレのいろいろな展示をしてくれております。

簡易トイレと言いましても、いろいろありますよね。できましたら、そういう所を住民の皆さんがよく見て、その地域に合わせて、ここにはこういうふうなのがふさわしいのではないかとということが、よく分かるような展示をしていけば良いのではないかと思っております。

普段、生活していますと、トイレに不便するというような事が余り考えられないですけれども、いざというとき、本当に一番困るのがトイレだと思いますので、ただこういうのがあるのですよと言うだけではなくて、もっともっと住民の皆さんが、うちの地域のトイレはこういうのと、具体的にもっと身近に、即、取り入れられるような工夫をしていっていただきたいと思っております。

防災訓練の時、非常に良い機会ですので、展示とともに、実際に住民の皆さんが試しに使ってみると言うことができたと思いますので、是非お願いしたいと思っております。

それから、ベッドなども、防災訓練の時に、段ボールベッドをやってみましょうということで、体育館の中でやっている所もあります。以前と比べて、かなり増えてきていると思うのです。しかし、大規模な災害があったときに、本当に足りるのだろうかと思っておりますね。

今、四角のパーテーション、プライバシーを守るために、四角い部屋を仕切る間仕切りをたくさん導入して、そこで暮らせるようにしていますけれども、これが1週間程度ならともかく、1か月も掛かるようになりますと、プライバシーを守るという意味では、なかなか大変な面があるのではないかと思っております。

以前と比べて、いろいろな道具、設備が入ってくるようにはなったけれども、プライバシーを守る、また隣の方の声そのまま聞こえてくる、赤ちゃんの泣き声が聞こえる、そういう中で、ずっと辛抱してられるかなという思いもいたします。

そういう中で、今、空き住宅、公営住宅でありますとか、あるいはホテルとか旅館がたくさんある所では、民間の施設を避難所に利用させてもらいましょうというような協定を結んでいる所もあるようです。徳島県では、避難が長期化する場合に、どのような対策を立てておられるでしょうか。

中には、土砂災害があった時に、町営住宅を利用したという所もありますけれども、全体でどういうふうな計画を立てていっておられるでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、避難生活が長期にわたったとき、どう対応するのかという御質問を頂きました。

大規模災害発生時におきましては、住宅を失った方を対象に、なるべく早期に避難所から公共仮設住宅に移行して、精神的な疲労を低減していただくことが重要であると考えております。

県におきましては、いわゆる応急仮設住宅を建設するものに加えまして、先ほど達田委員がおっしゃいました、公営住宅の空き室の対応とか、民間住宅の借入れなどをして対応

することとしておるところでございます。

それで、ホテル、旅館につきましても、各市町村におきまして、宿泊事業者と個々に協定を結びまして、被災者の受入れ等の体制を整えておりまして、長期の避難になる場合につきましても、こういう協定等を利用して、市町村が適切に対応する体制となっております。

達田委員

今、県営住宅ですとか、町営住宅、市営住宅、いろいろ公営住宅がありますけれども、県営住宅で言いますと、古い所は、割と空きがあるんですね。

ただ、いざというときに、さあ入れるかということ、水回りの整備とかしないと入れないという所もあるらしいので、なかなか即というわけにはいかないと思うのですが、そういう所をきちんと整備をしておいて、いざというときには使用できる体制を作っておくべきではないかと思うのです。

公営住宅は、今、長寿命化ということで、見た目、外回りは非常にきれいになっているんですけども、使えないのではないかという部屋もあるようです。そういう所をきちんと災害用に確保しておくという計画は、きちんと計画の中に入っているのでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

公営住宅の空き室等の利用ですけれども、過去にもいろいろ災害があった時に、県外から受け入れたり、ウクライナから戦争の時に受け入れたりして、何かありましたら、そういう受け入れる体制は整っているものと思われまます。

達田委員

徳島県内でも、土砂災害であるとか、洪水被害であるとか、いろいろあって避難をしなければいけないときに、公営住宅を利用したいという所もあります。

ただ、そこへ行くまで体育館で何日かいて、そして、その後行くという一定期間があるわけなんです。できるだけ早くそういう設備の整った所に入っていただくということが大事ではないかと思うのです。

特に、高齢者の場合、体育館の冷たい床が背中に響くような所で寝るといのは、体にこたえますし、健康を壊す元になってしまいますので、緊急避難というのには、できるだけ短くして、きちんと安心して寝られる所を確保していくというのが大事だと思いますので、是非、そういう位置付けをしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大きな土砂災害がありました熱海のような所でしたら、ホテルとか旅館がたくさんあったので、そういう所を利用したというのもありますけれども、そういう所ばかりではございませんから、今ある施設で、どこが利用できるかというのを、きちんとピックアップしておくということは大事な事だと思いますので、是非、そういう体制を作っていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、もう一つ、障がいを持っている子供さんの福祉避難所について、お尋ねしたいのですが、今、特別支援学校を子供さんの福祉避難所として利用させてもらいたい

ということで、文部科学省のほうに要望が出たりしておりますけれども、徳島県の取組はどうなっているのでしょうか。

和田保健福祉政策課長

今、達田委員より、特別支援学校の福祉避難所指定についての御質問がありました。

福祉避難所につきましては、市町村が障がい者支援施設など、社会福祉施設等と協定を締結して指定するものとなっておりますが、現在、市町村が福祉避難所として指定しております特別支援学校は3校ございまして、徳島聴覚支援学校、徳島視覚支援学校が徳島市の指定、また、池田支援学校美馬分校が美馬市の指定になっているところです。

達田委員

今年9月なんですけれども、特別支援学校を子供の福祉避難所にしてということで、小児科医などで作る学会などが文部科学省に要望したということなんです。

いざ災害というときに、避難所はもちろんあるし、福祉避難所も指定はされているのですけれども、発達障がいのある子供さんたちにとって、ここが福祉避難所ですよと、知らない所に行くというのは、とてもリスクがあるわけですよ。そういうときに、普段、通学している特別支援学校を、その子供さんたちのための福祉避難所に指定するというのが、非常に良い取組なのではないかということで、福祉避難所に直接避難できるように、人材の確保とか、指定とか、そういうことをやってもらいたいという要望なのですよね。

子供さんだけでなく、保護者の方も安心できると思うのですけれども、いろいろな災害があるにしても、避難をしなければいけない事態になるということは、本当に、普段健康な方でも大変な状態ですけれども、障がいを持っている方にとっては、本当に大変なことだと思いますので、この取組を徳島県としても目に見える形で、進めていっていただけたらと思いますので、是非、よろしく願いいたします。

熊本市は、非常に大きな地震がありましたので、そういう関係もあると思うのですけれども、福祉子ども避難所について、きちんと定めておりまして、非常に分かりやすく、その資料がホームページでも公開されております。

徳島県でも、この取組を進めていただいて、誰でも分かるようにしていただけたらと思いますので、是非、よろしく願いいたします。要望しておきます。

もう一つなんですけれども、今、ものすごく寒い季節ですけれども、夏の暑さというのは、本当に大変な暑さですね。

温暖化とか言われておりますが、それを乗り越えて、沸騰化とか言われていまして、非常に暑い夏を過ごしたわけですけれども、今年、熱中症で搬送された方、それから残念ながら熱中症でお亡くなりになった方というのは、どれぐらいいらっしゃったか分かるでしょうか。

林消防保安課長

ただいま、達田委員より、熱中症により救急搬送された人員と死者数ということで御質問いただいたところでございます。

熱中症による救急搬送人員ですけれども、5年度、5月1日から9月30日までの熱中症

による救急搬送人員は、636人となっておるところでございます、このうち、お亡くなりなされた方は、2名となっておるところでございます。

達田委員

私の身近な所でも、熱中症にかかったという方、それから、あそこの方が田んぼで仕事をしていて倒れて亡くなられたらしいですというようなお話も聞いて、遠い所の話ではないのですね。本当に熱中症というのは、あっちこっちでかかって、大変な思いをされた方も多いと思うのです。

今、一部の自治体で、暑さ対策の一環として、暑さを避けるための施設が設置されたり、活用されたりしている所があるとお聞きいたしました。

クーリングシェルターと言うらしいのですけれども、今、徳島県ではクーリングシェルターの設置のために、何か計画をされているのでしょうか。

和田保健福祉政策課長

クーリングシェルターについての御質問でございますが、一部の自治体におきましては、全国的にも暑さをしのぐ一時の避難場所として、公的施設等、一部スペースについて涼みどころなどと称しまして、住民に開放しているというような事例等もあるようですが、県内の状況については、現在把握ができていないところでございます。

クーリングシェルターにつきましては、この度、気候変動適応法が改正されまして、市町村長が施設の管理者と協定を巻いてクーリングシェルターを位置付けるというような中身になっているところでございます。

去る11月ですが、都道府県また市町村の担当者向けに、国のほうが改正気候変動適応法、また必要な熱中症対策についての説明会を実施したところでありますので、本県におきましても、改めてこの制度について周知いたしまして、市町村の地域のニーズに応じまして、クーリングシェルターの指定等の検討を進めていただければと考えております。

達田委員

一応、環境省からクーリングシェルターの呼び掛けというのがされております。これは、まちなかオアシスとも呼ばれているらしいのですけれども、いろいろな施設、市町村の施設がほとんどだと思うのですけれども、公民館であるとか、保健センターとか、児童センター、シルバーセンターとか、いろいろな所を休憩スペースとして利用できる。もし、暑さの中で気分が悪くなった方も、中に休憩させていただけるスペースがある、そして水分も頂けるといようなことで、猛暑の中では、命をつなぐオアシスだと思うのですよね。

そういう所を暑くなったら準備しようかでは、なかなか間に合わないと思いますので、今、この寒い時期から市町村と連携をして、来年の夏に備えて、そういう所を作っていくという準備をしていかないと、これから夏の暑さというのは、ひどくなっていくのではないかと思うのですよね。

そういう中で、少しでも暑さをよけて熱中症にかかる方を少なくしていくという取組のためにも、是非、頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう1点なのですが、今日いただいた地域防災計画の修正案についてですが、災害対策本部の革新的な再構築ということで、司令塔機能を担う災害対策本部室の常設化ということが書かれております。

これは、どれぐらいの規模のものが常設化されて、常設化することによって、どういうメリットがあるのかということをお教えいただけたらと思います。

飯田危機管理政策課長

ただいま、達田委員から、徳島県地域防災計画の修正案の中にございます災害対策本部の革新的な再構築についての御質問を頂いております。

資料にも記載させていただいておりますように、司令塔機能を担う災害対策本部室の常設化ということでございまして、現在、この災害対策本部室につきましては、県庁万代庁舎の4階の会議室を使用することになってございまして、いざ発災し、災害対策本部室を設置する際には、職員が参集をして、机のセッティングから始めるような状況になっているところでございます。

こちらにつきましては、常設化をすることで、これから、そうした事前準備なく、一早く情報収集、分析体制が取れるような形にしたいと思っております。今、関係課と調整をしながら取組を進めているところでございます。常設化されましたら、そうした準備をすることなく、すぐに情報収集、分析に当たれるといった体制を取ってまいりたいと考えております。

達田委員

より早く司令塔としての機能を発揮することができるということで、私は、また、災害対策本部棟の建設ということかなと思っていたのですけれども、県民の命を守るための施設ですので、是非、立派な物を常設化していただけたらと思いますので、よろしく願いして、終わります。

仁木委員

私からは、通告しています何点かを含め、もろもろ質問させていただきたいと思いません。

まずは、これまで、県議会においても、災害時、迅速に、入浴の問題であるとか、公衆衛生に関する部分、また生命に関する部分、救急に関する部分で、それを補完するという意味合いで、病院船の議論が過去からあったと思うのですけれども、過去の議事録も見てみましたら、本会議の答弁の中にも、国に政策提言もしたというような議事録もありました。

それを受けて、国のほうも病院船の問題について、可能性がないかということも含めて議論されたのではないかなと推察するわけなのですけれども、そういったことで、政策提言をしたという過去の経緯があるということでもありますから、その後、それを受けて、どうなっているのかということをお聞きしたいということをお聞きいただければと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、仁木委員から、病院船についての御質問を頂きました。

これまでの県の対応と国の動きなのですけれども、県におきましては、平成23年の8月に東日本大震災において、大型船舶を救護所とか、避難所に活用されたことから、大型船舶を医療救護所、避難所として活用するための施策展開についてという政策提言を行いました。

そして翌年度ですけれども、内閣府におきましては、平成24年度に災害応急対策に必要な機能を有した船舶の在り方や導入の可能性についての有識者検討会が開催され、報告書を取りまとめ、そして、平成25年度から令和元年度までは、いろいろな実証訓練を実施しておるところでございます。

そして、再び令和2年度には、病院船の活用に関する検討会を国のほうで開催し、これまでの議論を踏まえて、令和3年3月に、病院船の活用に関する調査検討を踏まえた政府の考え方が公表されまして、そこで大きな課題として3点挙がっております。

一つ目は医療従事者の確保、二つ目が運航要員の確保、三つ目が平時の活用方策ということでございまして、特に、この医療従事者の確保が最大の課題となっているということが示されております。

そこで国におきましては、当面の間は、新たに病院船の建造に着手するのではなく、既存船舶、具体的には、医療用寝台を有する自衛隊艦艇を活用した災害医療活動の具体化に取り組むとされております。

そしてその後、令和3年6月に、災害時に船内で医療行為ができる病院船の整備を推進する法律が成立いたしまして、基本方針として病院船となる船舶や医療に関わる人員、物資などを確保し、災害時以外でも離島の巡回診療や国際緊急援助などに活用することなどが掲げられているところであります。

そして直近では、令和4年度に、南海トラフ巨大地震時の民間船舶を活用した医療訓練が国などで開催されました。訓練の内容につきましては、船舶に医療施設が整っていない民間船舶を活用したというもので、この船舶の車両甲板にコンテナ型の医療モジュールを運び込むことによって、医療提供が実施可能になることから、船舶が物資等を搭載して母港を出港して、途中の港で追加の要員や医療モジュールを搭載して、被災地の港で活動するというシナリオで実施されたところでございます。

民間船舶と医療モジュールを組み合わせた災害医療提供の検証が行われたということになっております。

今後、船舶や病院船を活用した医療につきましては、国の訓練などの取組も注視しつつ、また、関係部局とも連携しながら研究してまいりたいと考えております。

仁木委員

国は新しく造船をしないという結論が一旦出ているという話だと思うのですけれども、それは、先ほどおっしゃっていた三つの、例えば医療従事者の問題とか言いますけれども、多分、これはドクターヘリの時も同じだったと思います。なぜ夜間運航ができないのかと言ったら、医療従事者が足りないとか、夜間の訓練ができないとかいう話は、どこも同じ話なので。でも、この造船をしないという結論に至ったのは、それだけではなくて、

費用の問題が発生するからではないのかと思うのです。

だからできないのだろうと。ただし、法律までこぎつけているので、その法律を運用していく中で言えば、先ほどおっしゃっていただいたコンテナのモジュールを利用して、民間船に乗せてからやるというやり方を、今、模索されているのではないのかなということ、県議会から言ったことが、そうやって、形になっていっているのかと思ったら、すごいなと思うところです。

その上で、モジュールとなったら、国に直接任せておかなくても、地域医療の中で、この法律を基に、広域行政においても、配備なり、そういった部分を補完することが大事ではないのかと思ってくるわけなのです。

病院船という一つのくくりになってしまったら、それは国の話になってくるというのは非常に理解できるのですが、モジュールであるのであれば、それは広域行政でもいいのではないのかと、私は思うんです。何が言いたいかというと、本県において、こういう医療モジュールというのは、有るのか無いのかということと、それともう少し広げれば、例えば関西広域連合であるとか、四国4県で、こういう医療モジュールというのは、どのような状況にあるのかということを知ってみたいと思います。

大阪府のほうを見ていましたら、コロナの時に急ぎよ、病院をポンポンポンとモジュールで造ったようなイメージがあるので、もしあるのだったら、そういった部分を関西広域連合も含めて有効活用なり、体制を組むべきではないのかという観点で質問させてもらいたいと思います。

柴田広域医療室長

医療コンテナの保有状況について、まず御質問を頂きました。

都道府県や医療機関におけます保有状況につきましては、近隣の府県への聞き取り調査を行いましたところ、まず、四国4県におきましては、1台のみで、本県の民間病院で新型コロナウイルス感染症対応用に導入されたものでございます。

また、関西広域連合の構成府県であります7府県におきましては、回答いただいた府県の合計では34台の医療コンテナが導入されております。

そのうち、公的病院や自治体が所有しているものは、コロナ対応用のPCR検査用の1台のみで、他は民間病院の保有。用途としましては、災害対応用も1台ありますが、ほかは全てコロナ対応用となっております。

次に、質問いただきました、関西広域連合などでの活用についてということでございます。

医療コンテナにつきましては、お話にもありましたとおり、災害時におきまして迅速な医療体制の構築につながるというところから、その有用性については認識しております。

ただ、設備もそれなりに高額でありますほか、かなりのスペースを要しますので、コンテナの保管場所、進入路を含めた部分ですとか、後は、一番重要になりますのが発災時には、すぐに利用できますよう搭載する医療機器の日頃のメンテナンスなど平時の活用と管理が課題になると考えております。

このため、現在、国におきましても、全国的にこうした共通した課題がありますので、医療コンテナなどの保有の在り方について検討が進められております。

来年には、病院船推進法の施行や船舶活用医療推進本部によりまず整備推進計画が作成されることとなっておりますため、こうした国の動向を注視しながら、関西広域連合の構成府県とともに、医療コンテナの活用状況など情報共有を、まずは図ってまいりたいと考えております。

仁木委員

関西広域連合でも、我が県は広域医療部門をつかさどっていますから、関西広域連合のほうに、モジュールの配備とかの問題について、相談なり投げ掛けていただけませんかという質問をしようとして通告をしておりましたら、先に答弁していただいたので、ありがとうございます。

こういった形で、広域行政、広域医療の中で配備をどうするとか、普段の使い方をどうするとかいう問題が出ると思うのですけれども、でも、そういった生産性が余りない時期に、発災時いざというときに、必要なものを保管しておく、使えるようにしておく、私はこれが本来の行政の役割ではないのかと思うのです。

そこら辺の国の方針とか、もろもろあると思うのですけれども、先ほども御答弁いただいたように、注視していただいて、広域的にどう活用するかも含めて議論をしていただくべきかなと思いますので、その点は、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、病院船というのが一番良いと思ったのは、先ほど一番最初に申し上げましたけれども、公衆衛生も補完できると思うのです。

東日本大震災時に、自衛隊の船が来て、お風呂に入らせていただいた部分が、公衆衛生の観点からしても、非常に有効な船の使い方だったのではないかという話を聞きます。

ですから、このモジュールになった場合においても、医療だけでなく、公衆衛生の部分も含めた病院船と置き換えるための対応策ということで、いろいろと検討いただきたいということを申し上げておきたいと思っておりますので、その点、よろしくお願ひいたします。

通告させていただいていました、道路啓開の状況についてということで、前回、事前の委員会でも申し上げたわけなのですけれども、啓開道路というのは緊急輸送用道路のことを指して申し上げたわけですし、そうしたら、今日の報告事項の所に、先ほど議論がありました標章であるとかが出ておりました。

緊急通行車両に、事前に発行していただいた標章を付けて走る体制を作る。これはもうそうしなければ、発災以降にそういった形での発行もなかなかできないのだろうと思っておりますから、それはもう非常に良いのですが、幾ら標章を付けていても、その道が通行できないがれきの山だったら、多分その意味もなさないと思うのですよね。

事前委員会で通告の意味で申し上げたのは、この啓開道路に隣接している空き家であるとか、電柱であるとか、そういった部分を含めて、通行に支障がないような空き家の除去の計画であるとか、無電柱化とか、効率的な計画で、それぞれの部署が整備されているのかということが気になっています。例えば、空き家であれば空き家の対策を、本来市町村が実施主体でありますけれども、それを例えばですけれども、緊急輸送道路の近辺においては、県も入っていくとか、そういった前のめりな対応と計画を立てられているのか。そうではなく、空き家対策は自治体が主体であるから、そんなことは考えずに空き家対策をしていますという状況なのか。また、無電柱化においても、環境とか啓開の部分だけで

あって、緊急輸送道路の通行に支障がある所からやっ払いこうかみみたいな計画になっているのかどうかというところを総合的に教えていただければと思います。

佐藤建築指導室長

ただいま、仁木委員より、緊急輸送道路に面する老朽化した危険な空き家の対策について御質問を頂きました。

近年、適切な管理が行われていない空き家の増加が、防災、衛生、景観上の観点から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど喫緊の課題となっております。

そこで、県において平成25年度から危険空き家を除去する補助制度を創設いたしました。取り組んでまいりました。

これまで、全ての市町村が除却事業に取り組んでおりまして、令和4年度末で、2,316戸の実績となっております。

この制度につきましては、避難や救助の観点から住宅地区改良法に規定する不良住宅の基準を満たすもので、倒壊すれば前面道路を閉塞するものに該当する、老朽危険空き家を対象として、具体的には市町村が補助するための要項を定めて、優先順位を付けて除却している状況でございます。

仁木委員がお話しの緊急輸送道路に面した老朽化した危険空き家につきましては、地域の実情に精通し、実務を担っている市町村へ意見を伺って、方向性を検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

市町村の意見を聞いて検討してまいりたいということは、現時点では、そういった政策誘導ができるような計画にはなっていないという理解で良いのですかね。

佐藤建築指導室長

今は、県民の避難を優先するために、全ての生活道路を対象に、老朽危険住宅の所有者に対して補助を行っている状況でございます。

仁木委員

先ほど御答弁いただいたのは、市町村と話していくという話だったので、いいのですが、この緊急輸送道路って県が指定していると思うのです。

防災拠点をABCとかに分けて、それを結ぶために緊急輸送道路を計画しているように説明を受けました。

緊急輸送道路についても、三つの段階の重要段階があるということで、この資料を見ても分かるのですけれども、この資料は出来上がっているわけですね。

地域の市町村が一番分かっていると。それは分かるのですけれども、では、何のためにこの計画があるのかということになってくると思うのですよ。

だから、聞くのは聞くのでいいのだけれど、県として政策誘導していくべき課題なのかどうかという認識をまずは持っていただくほうが大事なのではないかなと私は思うわけなのです。

さっきも申し上げたように、幾ら標章を持っていたとしても、緊急車両が通行できたとしても、前がれきがあれば通れないわけです。ですから、それを事前に対応していくためには、せつかく無電柱化と空き家対策という良い事業があるのだから、それを県が、防災の観点から、緊急輸送道路を発災時にきちんと活用できるようにするんだという意思の下で、連携をとって、事業も執行していただきたいなというのがありますので、その点、含みおきいただいて、まずどうしていくのかというのを、今日ここでは、初めての質問なので聞きませんが、そういった観点で計画もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次は、危機管理調整費の運用状況についてです。

そもそも、危機管理調整費は、コロナがワーストとなる前に、臨時議会を開いたらいいという話もあれば、予備費を使ったほうがいいとか、いろいろな問題があったわけなんです。

この中で、私も当時、この委員会で議論した上で、実は、いろいろな試算もして、危機管理の観点で執行する部分について、10億円ほどは、次の議会までの間、平均残高としておいて、そういった対策に使うべきではないのかという議論もしたわけなんです。

コロナが5類になって、危機管理調整費は方針としては、10億円であるというような形ですから、補正を組んでいくんでしょうけれども、今の5類になって以降の危機管理調整費の運用状況がどうなのかということを、まず、教えていただきたいと思います。

飯田危機管理政策課長

ただいま、仁木委員から、5類移行後の危機管理調整費の執行状況についての御質問を頂いたところでございます。

令和5年度の危機管理調整費につきましては、新型コロナウイルス感染状況等に速やかに対応するために、当初予算において10億2,000万円を計上いたしております。

執行状況につきましては、まず3月28日なんですけれども、閣議決定されました新型コロナウイルス感染症物価高騰対策予備費に移行いたしました、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分に係る経費1億3,250万円にまず活用させていただいております。

また、今定例会の県土整備委員会の事前委員会でも御説明させていただきました、高病原性鳥インフルエンザの対応としたしまして、790万円を執行予定としておりまして、執行額につきましては、現時点で1億4,040万円を見込んでおります。

仁木委員

この予算については、コロナ5類移行後も、そういった形で需要はあると思うのですね。

危機管理の観点からすれば、議会から議会までの間のこの3か月間で、議会を通さなくても、必要なものというのは出てくるはずなのですよね。私は、この危機管理調整費においては、10億円を積んでいくという今までの方針というのは、継続していくべきではないかという観点がありますが、理事者側としては、それをどうしていく方針なのかというのが気になっていまして、また、次に危機管理調整費を積むときに、何を根拠に、理由を付けて提案していただくかというのも迷うのではないかなと思うのです。コロナに備えてと

かではなくて、ここは、私としては、危機管理調整費は10億円積んでおくんだという流れができているのだから、そういうような方針でいったら良いのではないのかなと思うのですけれども、どういうお考えなのか、お聞かせください。

飯田危機管理政策課長

ただいま、仁木委員から、予算の要求について御質問いただいたところでございます。

先ほど、仁木委員からもお話がございましたように、コロナが発生した時、令和2年2月の定例会におきまして、当委員会や県土整備委員会において、様々な財源確保についての御意見を頂いたところでございまして、当委員会においては、10億円単位での予算を確保すべきといったような御意見を頂いたところでございます。

その当時、理事者のほうから直近の危機管理対策本部におきまして、知事から指示を受けた場合、補正予算編成の中で、しっかりと検討してまいりたいといったような御答弁をさせていただき、その後、補正予算を追加提案して危機管理調整費10億円というのをお認めいただいたところでございます。

この危機管理調整費につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症をはじめ、鳥インフルエンザや豚熱などの緊急対応に活用させていただいておりまして、こうした危機事象発生時の応急対策の迅速な実施のために一定程度必要なものと考えてございます。

仁木委員

必要なものだと思います。誰しもそう思うと思うので、この部分というのは、当初に向けて要求されているのだったら、理事者として、恒常化するぐらいの思いというのは、説明する必要が出てくるのではないのかなと思いますので、その点、私は積んでおいていただいたほうが良いのではないかという意見を申し添えたいと思います。

これは切れ目のない危機管理体制の構築と対応の構築だと思うのですよね。そのためにこれをしているんでしょう。県の災害対策本部の常設化も、そういう観点だと思うのですよ。箱だけ作ってもタマがなかったら、何も打てないわけなので、そこら辺は、セットでしていくべきではないのかということをお願いしておきたいと思っております。

最後に一つお聞かせいただきたいのは、6月の本会議でもやりましたが、地元の三谷川の河川改修の関係ですけれども、当時の答弁では、いろいろな形を研究する、いろいろな形を想定していただくというような御答弁で、地元と調整していただいただけという、これまでより少し違った観点も含めて、いろいろな可能性を探っていただくという御答弁があったと思うのですが、その後、どのような状況になっていっているかということをお聞かせください。

披田河川整備課長

仁木委員から、三谷川についての御質問でございます。

6月の本会議でも御答弁させていただいたとおり、あらゆる方策を考えるということで、その後、委託発注をいたしまして、また検討をしているところでございます。

今は、お示しできる段階ではございませんので、また、出来次第、進めていきたいと考えております。

仁木委員

進展があったら、また、委員会でなくても良いので、レクチャーを受けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後の最後になりますけれど、コロナの臨時交付金って、去年ぐらいまでが一番ピークだと思うのですけれども、今年と過去3年との交付状況とか、内示状況も含めてですけれども、どんな差があるのかなということは非常に気になりますので、ここで聞きませんので、その点は、またレクチャーをお願ひできればと思いますので、その点だけ申し上げて、私の質問を終わります。

北島委員長

ほかに、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（12時31分）